

別紙添付②

平成25年(ワ)第6239号 損害賠償請求事件

原告 大洋リアルエステート株式会社

被告 三菱地所株式会社 外6名

準備書面(4)

平成26年9月19日

大阪地方裁判所第9民事部合議1係 御中

被告三菱地所株式会社訴訟代理人

弁護士

若林 茂雄



同

浦中 裕孝



同

坂本 倫子



同 (連絡担当)

柏木 健佑



同

工藤 良平



同 (連絡担当)

別府 文弥



以下に用いる略語は、本準備書面において別段の定義のない限り、被告三菱地所提出に係る書面上の定義と同様の意味を有するものとする。本準備書面は、原告の第4準備書面（以下「原告第4準備書面」という。）及び第5準備書面（以下「原告第5準備書面」という。）における原告の主張に対する認否及び反論に関する書面である。

第1 原告第4準備書面における原告の主張に対する認否・反論

1 原告第4準備書面における原告の主張に対する認否

- (1) 原告第4準備書面第1における主張は、従来の主張の繰り返しに過ぎず、いづれも争う。
- (2) 原告第4準備書面第2以下は、被告三菱地所以外の被告に対する主張であるから、被告三菱地所において認否の限りでない。但し、同第2・2(3)第1段落[14頁]記載の主張、即ち、「地主様への依頼事項」と題する書面（乙C3）について、平成19年7月11日の被告三菱地所との面談において、原告が被告三菱地所に対して受け入れられない旨の回答をしているとの主張は事実を反するため念のため指摘する。平成19年7月11日、被告三菱地所の担当者は、原告代表者に対し、「地主様への依頼事項」と題する書面（乙C3）の内容を説明し、同書面記載の担保権を設定することについて了解を得ている。

2 原告第4準備書面における原告の主張に対する反論

原告第4準備書面第1における主張は、従来の主張の繰り返しに過ぎないから、被告三菱地所において反論済みの主張に加えて特に新たな主張はない。

さらに加えて言えば、本件借地権契約の案文に係る当事者間のやりとり（乙C5の1及び乙C5の2）において、原告が、保証金の返還について別途覚書を締結することを前提に「保証金の返還につき別途覚書が存在しない現状で本項を規定す

るより、覚書作成時にその都度、第7項の趣旨の文言を設ける方が合理的と考えます。」とコメントしており、その後の平成19年7月20日付ノンリコースローン提案書を被告三井住友銀行から受領した際も原告からノンリコースローン提案で示された担保条件に反対するような意思表示がなされていなかった事実からは、原告は、追って本件借地権契約に優先する内容の覚書を締結し、ノンリコースローン提案書(甲8)に記載される担保条件が反映された内容を規定することを前提としていたことが明らかである。原告が追って本件借地権契約に優先する内容の覚書を締結することを前提としていた点については被告三菱地所は、同旨の被告三井住友銀行の第2準備書面第1・3[7頁以下]の主張を援用する。

第2 原告第5準備書面における原告の主張に対する認否・反論

1 原告第5準備書面における原告の主張に対する認否

(1) はじめに

原告第5準備書面第2の見出しは、「被告三菱地所設計に対する主張」とあるものの、原告は、被告三菱地所と被告三菱地所設計が訴外鹿島建設と共謀して本件建物の引渡しをさせなかった等の主張を行っている部分もあることから(被告第5準備書面第2・3(1)等)、以下では、被告三菱地所と関連する主張が含まれる同第2・2～4について念のため認否を行う。

(2) 原告第5準備書面第2・2「被告三菱地所と被告三菱地所設計との関係」について

同記載の事実のうち、被告三菱地所が被告三菱地所設計の株式を100%保有していること、被告三菱地所と被告三菱地所設計が別法人であることについては認め、被告三菱地所設計は必要があっても原告と単独で交渉等を行わなかったとの点は不知、その余は否認する。

被告三菱地所設計の平成26年4月1日現在の取締役、監査役及び執行役員は

いずれも被告三菱地所の役職員（被告三菱地所からの出向者を含む。）ではあるが、被告三菱地所と被告三菱地所設計は、それぞれの独立した意思決定機関を有する実質的にも別個の法人である。原告は、両社が実質は同体であり、被告三菱地所設計の業務について被告三菱地所の役職員が決定を下していたなどと主張するが、何らの根拠のない憶測に過ぎない。

なお、被告三菱地所は、被告三菱地所設計と原告がどのような交渉を持っていたかすべて把握しているわけでもないが、本件事業に関しては、被告三菱地所設計は本件 TMK との間で契約関係を有していたのであって原告との間ではなんら契約関係はなかったのであり、本件 TMK と第三者の間のこの種の契約関係に関する交渉は特定資産管理受託者の地位を有する被告三菱地所が行っていたのであるから、本件事業に関して被告三菱地所設計が打ち合わせを行うにあたっては、特定資産管理受託者としてあるいは共同事業者としての被告三菱地所が同席するのは自然である。

(3) 原告第 5 準備書面第 2・3「被告三菱地所及び被告三菱地所設計の目的」について

- ア 同(1)記載の事実を否認する。
- イ 同(2)記載の経緯は、平成 21 年 12 月 24 日に日本建築センターによる完了検査が実施されたこと、平成 22 年 4 月 7 日に国土交通省が『K〇ウォール』を用いた外壁の耐火構造の仕様との不適合について」を公表したこと、同年 5 月頃から 6 月頃にかけて改善工事が実施されていたことについては認め、その余は不知。
- ウ 同(3)記載の事実を不知。被告三菱地所は、本件建物以外の物件の K〇パネルの不適合に関しては、何らの関係もなく、現況も知らされていない。
- エ 同(4)記載の事実を原告の憶測を述べたものに過ぎず、否認する。
- オ 同(5)記載の事実を、現在も訴外鹿島建設が本件建物を引き渡さず占有していること、被告三菱地所設計が平成 22 年 6 月 28 日付で本件建物の外装 K

○パネル改善工事完了報告（甲 50）を大阪市建築主事宛に提出していることは認め、その余は不知。

(4) 原告第 5 準備書面第 2・4「被告三菱地所設計らの不法行為による損害」について

同記載の主張は争う。

2 原告第 5 準備書面における原告の主張に対する反論

原告は、被告三菱地所と被告三菱地所設計が、訴外鹿島建設と共謀して、本件建物の引渡しを避けるために、必要のない K O パネル改善工事を行い、故意に引渡しを遅らせることにより、訴外鹿島建設に商事留置権を主張させるように画策し、原告に対する損害を拡大させていると主張する（原告第 5 準備書面第 2・4 [9 頁]）。

K O パネルの瑕疵について、被告三菱地所は被告三菱地所設計又は訴外鹿島建設から報告を受ける立場でしかないため、上記 1(3)のとおり、原告第 5 準備書面第 2・3 記載の事実については不知であるが、訴外鹿島建設は、K O パネル問題の是正工事が完了した後も T M K から請負代金の支払いがなされないことを理由に本件建物の引渡しを拒絶しており、K O パネルの瑕疵の問題と、訴外鹿島建設の本件建物の引渡し拒絶とは無関係であることは明らかである。

第 3 時系列表

被告三菱地所の答弁書別紙 2 の時系列表を、本書面に添付の別紙のとおりとする。

以 上

別紙

時系列表

日時	内容	証拠 (ないし争い ない事実) 等
平成 18 年 10 月 下旬	原告、被告三井住友銀行天満橋支店の担当者を通じ、被告三菱地所の紹介を受け、本件事業の提案を受ける	
平成 18 年 11 月 7 日	被告三菱地所、原告と面談し、甲 5 を提示し、スキーム概要を説明	甲 5
平成 18 年 11 月 14 日	被告三菱地所、原告と面談 原告「本案件は開発用地として取得し、現在事業内容を検討中であるが、賃貸才 リース事業を行うには単独ではリーシングやビル運営の点で難しいと考えてい る」	
平成 18 年 11 月 29 日	被告三菱地所、原告に対し、「東映会館跡地開発についてのご提案 (提案書)」(甲 6) を提示	甲 6
平成 18 年 12 月 6 日	被告三菱地所、原告に対し、以下の内容の 2006 年 12 月 6 日付「ご提案」を提示 ・ 事業シェア＝被告三菱地所 51% ・ 借地条件：賃料年 2 億 5000 万円＋固定資産税 4800 万円 保証金 17 億円 ※ただし、3 年毎の賃料改訂を提案 ・ 総事業費の 70%程度をノンリコースローンで調達	甲 36

平成 19 年 1 月 15 日	被告三菱地所、原告と面談 原告「事業割合、地所 51%で構わない。保証金 20 億円・年間賃料 2.75 億+固定資産税 0.5 億の条件であれば、即具体的な協議に移りたい。もう 1 社(新外東急不動産)を待たせているので、早く回答されたい。」	
平成 19 年 1 月 25 日	被告三菱地所、原告と面談 被告三菱地所「先般受けた条件で前向きに進めたい」 原告「スピード感持って、2 月中には基本合意書締結したい」	
平成 19 年 2 月 1 日	被告三菱地所、原告に対し、マスタースケジュール・基本合意書骨子等を提示	甲 7
平成 19 年 4 月 2 日	基本合意書締結 (甲 7)	甲 8
平成 19 年 4 月 27 日	被告三井住友銀行より、ノンリコースローン提案書 (甲 8) 提示	甲 1
平成 19 年 5 月 18 日	TMK、本件中間法人設立	乙 C2、乙 C1
平成 19 年 6 月 1 日	被告三井住友銀行から被告大和証券に対し、定期借地権設定契約書に関わる覚書の案文を提示	乙 C3
同日	被告大和証券から被告三井住友銀行に対し、「地主様への依頼事項 (担保関係)」を送付	甲 9
平成 19 年 7 月 6 日	被告三井住友銀行より、7 月 3 日付ノンリコースローン提案書 (甲 9) 提示	乙 C3
平成 19 年 7 月 11 日	被告三菱地所、原告を訪問し、「地主様への依頼事項 (担保関係)」について説明	
平成 19 年 7 月 11 日又は同月 12 日	被告大和証券、被告三菱地所から上記平成 19 年 7 月 11 日の被告三菱地所の原告訪問について説明を受ける	

平成 19 年 7 月 18 日	被告三菱地所から原告、被告三井住友銀行、被告大和証券に対し、その時点での定期借地権設定契約書案を送付（同月 19 日、原告が、定期借地権設定契約書案 7 条 7 項に関し、保証金の返還につき別途覚書を作成予定があることを前提とするコメントを行う）	甲 52、乙 C4、乙 C5
平成 19 年 7 月 25 日	被告三井住友銀行より、7 月 20 日付ノリコースローン提案書（甲 10）提示	甲 10 の 1、甲 10 の 2
平成 19 年 7 月 26 日	被告大和証券から原告に対し、定期借地権設定契約書案を送付	争いなし
	原告から被告大和証券に対し、上記定期借地権設定契約書案に対するコメント送付	乙 DS の 1、2
平成 19 年 8 月 3 日	原告、TMK の間で定期借地権設定契約（甲 11）締結（契約書日付は 7 月 31 日）	甲 11
	被告大和証券から原告に対し、関係者間協定書（甲 12）、覚書（甲 13）の送付	甲 12、甲 13
平成 19 年 8 月 8 日	原告代表者から被告三菱地所、被告三井住友銀行及び被告大和証券に対し、電子メール。上記被告大和証券の関係者間契約書（甲 12）及び覚書（甲 13）について、訴外子エン社の投資家代理人から原告に対し、「被告三井住友銀行の一方的主張が記載されており、被告三井住友銀行は原告と被告三菱地所が合意した契約内容に同意しておきながら一方的変更をするのが理解できない。被告三井住友銀行から融資を受けることはやめておいた方が良い」との指摘があったため、このままのスキームでプロジェクトを進めることは非常に困難な状況になった旨の報告、及び、融資元を原告に変更する旨の提案	甲 37
平成 19 年 8 月頃	原告からの上記ローンの提案につき、被告三菱地所による拒絶	

平成 19 年 10 月 4 日	原告、TMKの間で第2回定期借地権設定契約締結	甲 14、甲 15
平成 19 年 10 月 25 日	被告三菱地所、TMKの間で特管契約締結	甲 16
平成 19 年 11 月 6 日	被告三菱地所、原告、TMKの間で優先出資者間協定書締結	甲 17
平成 20 年 2 月 7 日	原告代表者、被告三菱地所に架電 原告「 <u>原告の優先出資について、出資時期を早めたい。訴外チエン社に譲渡時に、譲渡益課税がからならないようにするため、本年6月に一括して行いたい。</u> 」	
平成 20 年 2 月 29 日	原告、被告三菱地所宛の「 <u>お願い書</u> 」において、原告が訴外チエン社に対し、 <u>優先出資のための余剰資金を持ったままであることを説明がつかないことから、優先出資予定分残額全額の11億7600万円を、平成20年6月に払込みたい旨連絡</u>	原告作成に係る平成20年2月29日付「 <u>お願い書</u> 」(乙1)
平成 20 年 3 月 24 日	覚書 (優先出資者間協定書変更) (甲 18) 締結	甲 18
平成 20 年 4 月 ~6 月	訴外鹿島建設からの工事費増額要求を受け、被告三菱地所・原告・訴外鹿島建設の間で協議 (訴外鹿島建設との交渉については、原告からの了解を得て行っていた)	
平成 20 年 6 月 24 日	原告、被告三菱地所、被告三菱地所設計で協議 被告三菱地所、工事費に関する訴外鹿島建設との交渉方針について原告に対し提案	

平成 20 年 7 月 1 日	被告三菱地所、原告に対し、上記交渉方針で訴外鹿島建設との交渉を進める旨確認	
平成 20 年 7 月 7 日	被告三菱地所、原告に対し上記交渉方針で訴外鹿島建設との交渉がまとまらず、新たに工事費として 4000 万円を出損することを提案し、原告から承諾を得る	
平成 20 年 7 月	TMK、訴外鹿島建設との間で請負工事契約の内容に関し合意	甲 20、甲 21
平成 20 年 8 月 1 日	覚書 (優先出資者間協定書変更) 締結	甲 19
平成 20 年 8 月 26 日	原告、優先出資 11 億 7600 万円引受	原告作成に係る平成 20 年 2 月 29 日付「お願い書」(乙 1)
平成 20 年 9 月 15 日	リーマン・ブラザーズ破綻	
平成 20 年 9 月 25 日	被告三菱地所、リーシング体制について、マスターリース方式を原告に対し提案し、承諾を得る	
平成 20 年 10 月 10 日	原告の従業員から被告三菱地所に対し、午前 11 時 19 分付のメールにおいて、原告の優先出資の 90%または 100%を被告三菱地所に対し譲渡することを提案 (価格は当時の不動産市況を考慮し、当初出資額の半額程度とすることを提案)	争いなし
平成 20 年 10 月 14 日	原告、被告三菱地所との電話会議において、税務上の損金計上目的で、原告の優先出資を被告三菱地所又は訴外チェン社へ譲渡することを提案	
平成 20 年 10 月 23 日	被告三菱地所から原告に対し、午後 1 時 2 分付のメールにおいて、原告の優先出資を被告三菱地所へ譲渡する旨の提案を見送るとともに、訴外チェン社に対し譲渡する旨の提案を承知した旨報告	争いなし

平成 20 年 10 月 31 日	TMK、訴外鹿島建設に工事代金内金 9 億 9540 万円支払	甲 20
平成 20 年 11 月 18 日	被告三菱地所、原告と面談し、市場の激変によるリリーシング戦略変更につき協議 原告「市場が激変しており、本件ビルについては、6割も埋まれば大成功。賃料に関しては、2割程度の下落を見込まなければいけない」 被告三菱地所の本件建物に関するマスターリースのマネジメントフリーに関する説明及び今後の交渉について、原告承諾	
平成 20 年 12 月	原告、訴外チエン社に対し、TMK優先出資証券を譲渡	
平成 21 年 2 月 27 日	被告三菱地所、原告と面談 ・被告三菱地所、原告に対し、借地料値下げと、金融機関からのローン調達を想定していた約 63 億円について原告がローン調達を拒絶したことを受け、①今後追加出資により事業を継続した場合、②出資を取りやめた場合、③事業を継続しつつ原告が賃料を引き下げた場合の各想定シナリオを提示	
平成 21 年 2 月 27 日	原告代表者から被告三菱地所に対し、午後 11 時 2 分付のメールにおいて、①訴外鹿島建設に工事をストップさせた場合の費用の概算、②平成 20 年 12 月末の TMK の決算書、③平成 21 年 2 月末時点の TMK の現金残高、④被告三菱地所の支払期日と金額の内訳について、会社に聞けばすぐ分かるのだが、会社には内密にしたいので、被告三菱地所から教えて欲しい旨連絡	

平成 21 年 3 月 2 日	原告代表者から被告三菱地所に対し、午前 1 時 33 分付のメールにおいて、原告には内密に、平成 21 年 2 月 27 日付で被告三菱地所から原告に対し提示された想定シナリオを基に、原告の投資家に対する説明資料としたく、①本件事業が破産となっていること、②被告三菱地所が想定シナリオを計画したこと、③原告の優先出資は当初より繰り上げて入金されているが、本件事業は工事を完了時には破綻するという趣旨のヘッドレターを付した上、当該想定シナリオを原告に送付してほしい旨連絡
平成 21 年 3 月 3 日	被告三菱地所から、原告代表者に対し、午後 7 時 12 分付のメールにおいて、TMKの作成途中の契約書、通帳の写し、優先出資社間契約を送付
平成 21 年 3 月 3 日	被告三菱地所から、原告代表者に対し、午後 8 時 0 分付のメールで原告宛のレターを送付し、上記レター一案の確認を要請
平成 21 年 3 月 4 日	原告代表者から、被告三菱地所に対し、午前 1 時 29 分付のメールで上記レター一案（本件建物から得られる収益及び想定売却価格の見込みは、当初計画より大幅に下方修正することを余儀なくされたこと等）に異議はないので、直ちに押印の上、原本をシンガポールの訴外チェン社に送付してもらいたい旨連絡
平成 21 年 3 月 11 日	被告三菱地所、原告と面談し、原告の依頼に基づき、本件建物工事を中断した場合の法的整理及びコストについて説明 原告代表者より、原告の投資家に対し、原告が被告三菱地所に談歩する理由に関する説明を求められているが、海外投資家のため、原告が被告三菱地所を取引先に持つメリットを理解してもらえない旨言及。4月5日から10日に大洋の投資家に事情を説明する機会があるので、それまで被告三菱地所と情報交換しながら検討していきたい旨の発言

平成 21 年 4 月 10 日	被告三菱地所、原告との電話会議において、平成 21 年 3 月 3 日付レターの内容について補足説明の上、当初想定額の 63 億円のローン調達が不可の場合、原告にて追加投資として 31 億円の調達が可能かを確認したく、その上で当該調達額を投資するために必要な想定リターンのために本件借地権契約の賃料の減額が必要となる旨説明 原告より、訴外チエン社の投資家も含めて継続協議する旨回答
平成 21 年 4 月 13 日	被告三菱地所、原告に対し、賃料減額を行わなければ、TMK が債務不履行に陥る旨と、かかる判断に至ったプロセスを説明
平成 21 年 4 月 27 日	原告より、被告三菱地所に対し、本件事業は全て被告三菱地所に任せられた事業である旨記載の書面送付
平成 21 年 4 月 30 日	被告三菱地所、原告と面談し、 <u>原告に、賃料減額・共同の追加出資を要請したが、原告は、賃料減額を拒否</u>
平成 21 年 6 月 8 日	原告より、被告三菱地所に対し、計画建物の取得希望者があり、検討に当たりテューデリジェンスの実施を希望している旨報告
平成 21 年 6 月 12 日	被告三菱地所、原告に対し、 <u>建物工事の交渉経緯等に関する説明資料を送付し、逐次訴外鹿島建設と交渉を行っていた点を説明</u>
平成 21 年 7 月 22 日	被告三菱地所、原告、訴外チエン社と面談 ・原告より、本件事業の計画当初から現時点までの経緯に係る認識につき説明、被告三菱地所設計の業務内容につき疑義がある旨発言 ・被告三菱地所より、今後の取り進めの方向性（長期保有シナリオにてマーケティングト回復を見込む、今後の必要資金について追加出資を検討、被告三菱地所・被告三菱地所設計のフィー削減、本件借地権契約の賃料減額）を提案

平成 21 年 8 月 7 日	被告三菱地所、原告と面談	
平成 21 年 10 月 5 日	平成 21 年 7 月 22 日付提案に対する原告の検討状況を確認したが、進展なし 被告三菱地所より、原告、訴外チエン社に対し、TMK に原告、訴外チエン社が 20 億円、被告三菱地所が 20 億 8200 百万円を出資し、残る必要資金について金融機関等のローン、社債発行による資金調達を図る旨提案	
平成 21 年 10 月 16 日	被告三菱地所より、原告、訴外チエン社に対し、本件建物売却についても検討する必要があると考えている旨報告	
平成 21 年 11 月 26 日	被告三菱地所より、本件建物の原告、訴外チエン社又は被告三菱地所による買取提案	甲 23
平成 21 年 12 月 15 日	原告代表者より、被告三菱地所に対し、条件によっては原告が建物を買収取得する旨連絡	
平成 21 年 12 月 24 日	訴外鹿島建設より国交省へ、KOパネルに関する問題についての報告	甲 24
	本件建物の竣工検査	争いなし
	被告三菱地所設計、訴外鹿島建設から他の物件におけるKOパネルに関する不具合がある可能性につき一報を受け、訴外鹿島建設に対し、本件建物の全数点検を指示	乙 E1～乙 E3
平成 22 年 1 月 5 日	本件建物の検査済証受領	争いなし
平成 22 年 1 月 7 日	被告三菱地所設計、訴外鹿島建設から本件建物においてKOパネルに関する問題がある旨の一報を受ける	乙 E5 の 1、2
平成 22 年 1 月 12 日	被告三菱地所設計、訴外鹿島建設から書面により、本件建物におけるKOパネルに関する施工の取扱いについて通知を受ける	乙 E6

	被告三菱地所設計から訴外鹿島建設に対し、本件建物におけるKOPパネルの目地に関する問題の詳細を報告するよう指示	乙E7
平成 22 年 1 月 13 日	被告三菱地所から原告に対し、本件建物におけるKOPパネルの不具合について通知	
平成 22 年 1 月 14 日	原告から被告三菱地所、被告三菱地所設計に抗議文書送付	争いなし
平成 22 年 1 月 15 日	訴外鹿島建設による本件建物竣工・引渡時期経過	甲 20
平成 22 年 1 月 18 日	被告三菱地所設計から訴外鹿島建設に対し、KOPパネルに関する問題の是正を指示	乙E8
平成 22 年 1 月 29 日	TMK、原告に対する保証金支払期限経過	甲 14、15
平成 22 年 2 月 9 日	原告、保証金を請求債権とする、TMK預金債権 9 億 4409 万 1584 円の差押	争いなし
平成 22 年 2 月 26 日	被告三菱地所、原告と面談 被告三菱地所が原告に解決金 3 億円を支払い、①原告が建物を取得する案、及び②三菱地所を主体とした新法人が現行の借地条件を維持した上で建物を取得する案を提案	
平成 22 年 2 月 28 日	TMK、原告に対する借地料の支払期限経過	甲 14、15

平成 22 年 3 月 6 日	被告三菱地所、原告、訴外チエン社と面談 原告より、被告三菱地所に対し、①訴外チエン社の優先出資権の 20 億 8,800 百万円での買取りによる包括和解、被告三菱地所が主体となって設立する新会社による借地契約の承継、②平成 19 年頃から原告が被告三菱地所に対して共同開発を提案しながらとん挫していた米国アリゾナ州所在の土地に関連して、当該土地を所有する会社の株式を訴外チエン社から買取ることによる包括和解（買取金額は 4,000 万米ドル（土地評価額相当）+21 億円を予定。）及び被告三菱地所が主体となって設立する新会社による借地契約の承継の提案	
平成 22 年 3 月 31 日	TMK、訴外鹿島建設に対する請負残代金の支払期限経過	甲 20
平成 22 年 4 月 24 日	訴外チエン社、TMKに対し、決算書の開示を要求	乙 B4
平成 22 年 5 月 7 日	被告見上、「第 3 期決算報告補正事項について」を作成（同日、TMK、決算報告書（仮）・注記表を作成）	乙 B5 の 1
平成 22 年 6 月 9 日	原告、TMKに対し借地契約解除通知（6 月 10 日到達）	甲 25
平成 22 年 6 月 30 日	完了検査終了	
平成 22 年 7 月 6 日	訴外鹿島建設、TMKに対し工事完了を報告し、本件建物の引渡拒絶を通知	
平成 22 年 11 月 5 日	原告、訴外チエン社から委託を受け、被告三菱地所に対し面談要請	

平成 22 年 11 月 8 日	関東財務局、TMKに対し、資産流動化法上の報告命令	TMK代表者見上 氏作成に係る平成 23 年 4 月 19 日付 陳述書 (乙 13)
平成 22 年 11 月 30 日	被告見上から関係当事者に対し、「流動化事業継続に向けた事業計画策定に係わる協力要請の件」を送付	乙 B6 の 1
平成 22 年 12 月 16 日	被告見上から関係当事者に対し、「弊社流動化事業に係わる状況の報告について」を送付	乙 B6 の 2
平成 23 年 1 月 5 日	原告、TMKに対し、賃料等合計 36 億 7771 万 5757 円と平成 22 年 2 月 9 日の差押債権合計 9 億 4328 万 6234 円とを相殺する旨の通知	原告作成に係る平 成 23 年 1 月 5 日付 電子メール (乙 9)
平成 23 年 1 月 31 日	被告三菱地所、本件の円満解決のため、民事調停申立	被告三菱地所作成 に係る平成 23 年 1 月 31 日付民事調停 申立書・平成 23 年 (目) 第 501 号 (乙 10)
平成 23 年 3 月 14 日	第 1 回調停期日	調停委員会作成に 係る平成 24 年 5 月 29 日付調停期日調 書 (乙 2)

平成 23 年 4 月 20 日	<u>TMK、被告三菱地所の関知しない独自の判断により、破産手続申立</u>	TMK代理人作成に係る平成23年4月20日付破産手続開始決定申立書(乙12)
平成 23 年 4 月 27 日	第2回調停期日	調停委員会作成に係る平成24年5月29日付調停期日調書(乙2)
平成 23 年 4 月 27 日	TMK破産手続開始決定	
平成 23 年 5 月 13 日	原告、原告ホームページに被告三菱地所の認識と異なる内容の主張を掲載、以後61回に亘り「御堂筋フロントタワー事件経過」としてホームページ更新	原告ホームページ(乙16)
平成 23 年 7 月 5 日	第3回調停期日	調停委員会作成に係る平成24年5月29日付調停期日調書(乙2)
平成 23 年 8 月 4 日	TMK破産債権者集会	
平成 23 年 9 月 28 日	第4回調停期日	調停委員会作成に係る平成24年5月29日付調停期日調書(乙2)

平成 23 年 10 月 24 日	第 5 回調停期日		調停委員会作成に係る平成 24 年 5 月 29 日付調停期日調書 (乙 2)
平成 23 年 11 月 4 日	破産管財人による入札の実施・経過等についての報告		
平成 23 年 12 月 5 日	破産管財人、原告による本件建物無償譲渡請求を拒絶		
平成 24 年 1 月 16 日	第 6 回調停期日		調停委員会作成に係る平成 24 年 5 月 29 日付調停期日調書 (乙 2)
平成 24 年 2 月 10 日	破産管財人、調停による解決に向けた歩み寄りを期待する旨の報告		破産管財人作成に係る平成 24 年 2 月 10 日付報告書 (乙 8)
平成 24 年 3 月 2 日	第 7 回調停期日		調停委員会作成に係る平成 24 年 5 月 29 日付調停期日調書 (乙 2)
平成 24 年 3 月 23 日	破産管財人、債権者に対する意見聴取結果を報告。調停での抜本的解決は困難であるとの見通しを報告		

平成 24 年 5 月 29 日	第 8 回調停期日 - 調停不成立	調停委員会作成に係る平成 24 年 5 月 29 日付調停期日調停書 (乙 2)
平成 24 年 6 月 27 日	原告から TMK 及び訴外鹿島建設に対し、建物収去土地明渡し・損害賠償請求訴訟提起	平成 24 年 (ワ) 第 6907 号
平成 24 年 7 月 13 日	破産手続廃止決定	
平成 25 年 6 月 18 日	原告、本件訴訟を提起	平成 25 年 (ワ) 第 6239 号

以上